

青森市子どもの権利の 保障に関する行動計画 (素案)

(令和 6 年度～令和 10 年度)



青 森 市

目 次

I 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の推進	3
5	目的と基本的な考え方	4
6	子どもにとって大切な権利	5
7	施策体系	6
8	目標とする指標	7

II 具体的な取組

第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援

第1節	こどもの権利を大切にすること意識の向上	8
-----	---------------------	---

第2章 子どもの育ちへの支援

第1節	遊びや体験活動の推進	10
第2節	こどもが活躍できる機会づくり	18
第3節	こどもの視点に立った居場所づくり	21
第4節	こどもの意見表明・参加の促進	24

第3章 保護者への支援

第1節	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長 の保障と遊びの充実	26
第2節	子育て世帯への経済的支援	32
第3節	地域子育て支援、家庭教育支援	35
第4節	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへ の主体的な参画促進・拡大	38

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

第1節	障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ...	40
第2節	ひとり親家庭への支援	48
第3節	こどもの貧困対策	51
第4節	こどもの可能性を広げていくためのジェンダー ギャップの解消	55
第5節	社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	57

第5章 子どもの命と安全を守る取組

第1節	権利侵害からの救済	59
第2節	いじめ防止・不登校の子どもへの支援や体罰等の 防止	61
第3節	児童虐待防止対策の更なる強化	63
第4節	こどもの自殺対策	65
第5節	犯罪被害、事故、災害などから子どもを守る環境 整備	67

青森市子どもの権利条例	73
-------------------	----

青森市子どもの権利条例施行規則	79
-----------------------	----

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成元年 11 月、第 44 回国際連合総会において、世界中の子どもたち一人一人に人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう、「子どもの権利条約」が採択され、わが国は平成 6 年 4 月にこの条約を批准しました。

子どもの権利条約では、子どもを大人から管理される対象としてではなく、独立した人格を持つ権利の主体であるとの観点から、子どもの人権を保障しています。具体的には、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」などがあげられています。

このように、子どもの権利保障が宣言されているにも関わらず、依然として家庭内における児童虐待や学校などにおけるいじめなど、子どもの権利侵害が社会問題となっていたことに加え、平成 22 年度に実施した「青森市民意識調査」では、8 割ちかくの市民が子どもの権利条約を知らないと回答したことから、本市は、子どもの権利の尊重について明言化することとし、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成 24 年 12 月、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を明記するとともに、権利の保障に関する本市の責務と取組、権利の侵害からの救済と回復などについて定めています。

本計画は、「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもにとって大切な権利の保障を図るための具体的な取組について定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「青森市子どもの権利条例」第 15 条に基づく子どもの権利の保障に関する行動計画です。

青森市子どもの権利条例（抄）

（子どもの権利の保障の行動計画と検証）

第 15 条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成 18 年青森市条例第 43 号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。

3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

また、本計画は、令和 6 年度策定の「青森市こども計画」のうち、子どもの権利の保障に関連する施策を具体的に推進していくための行動計画（アクションプラン）として位置付けます。

「青森市こども計画」では、基本理念「こどもの権利を保障し、未来を担うこども・若者と子育て世代を応援するまち ～子育て先進都市 青森市の実現～」に基づき、現状と課題を明らかにし、課題に対応した施策を掲げています。

本計画は、「青森市こども計画」に掲げられた子どもの権利の保障に関連する施策についての具体的な事業等を整理したものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、「青森市こども計画」と整合を図る観点から、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

4 計画の推進

本計画の推進に当たっては、年 1 回、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行うとともに、「青森市子ども会議」の意見を尊重しながら各事業を実施していきます。

また、社会・経済情勢などの青森市を取り巻く環境の変化や市民意識調査などの市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

5 目的と基本的な考え方

本計画は、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。(条例第 1 条)

また、子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。(条例第 3 条)

- 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

なお、全ての大人には子どもの権利を尊重する責務があります。(条例第 4 条)

- 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 上記のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

6 子どもにとって大切な権利

「青森市子どもの権利条例」第2章では、子どもにとって大切な権利について、以下のとおり定めています。

【子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重】（条例第5条）

- ◎ 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。
- ◎ 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

【安心して生きる権利】（条例第6条）

- ◎ 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- ◎ 愛情をもって育まれること。
- ◎ 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- ◎ いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- ◎ 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- ◎ 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

【自分らしく生きる権利】（条例第7条）

- ◎ 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ◎ 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- ◎ プライバシーや自らの名誉が守られること。
- ◎ 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- ◎ 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- ◎ 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- ◎ 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

【豊かで健やかに育つ権利】（条例第8条）

- ◎ 遊ぶこと。
- ◎ 学ぶこと。
- ◎ 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- ◎ 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- ◎ まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

【意見を表明し参加する権利】（条例第9条）

- ◎ 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- ◎ 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- ◎ 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- ◎ 仲間をつくり、集まり、活動すること。

7 施策体系

目的	子どもが愛情を持って育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図る （条例第1条）		
基本的な考え方	○子どもの最善の利益を優先して考えること ○子ども一人一人が権利の主体として尊重されること ○子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること （条例第3条）		
施策の方向	市の責務と取組	主な施策	関連する権利
	第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援（条例第10条）	第1節 こどもの権利の普及啓発	安心して生きる権利（条例第6条） 自分らしく生きる権利（条例第7条） 豊かで健やかに育つ権利（条例第8条） 意見を表明し参加する権利（条例第9条）
	第2章 子どもの育ちへの支援（条例第11条）	第1節 遊びや体験活動の推進 第2節 こどもが活躍できる機会づくり 第3節 こどもの視点に立った居場所づくり 第4節 こどもの意見表明・参加の促進	自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利 安心して生きる権利 意見を表明し参加する権利
	第3章 保護者への支援（条例第12条第1項）	第1節 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 第2節 子育て世帯への経済的支援 第3節 地域子育て支援、家庭教育支援 第4節 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	安心して生きる権利
	第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援（条例第12条第2項）	第1節 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 第2節 ひとり親家庭への支援 第3節 こどもの貧困対策 第4節 こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 第5節 社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	安心して生きる権利 自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利 自分らしく生きる権利
	第5章 子どもの命と安全を守る取組（条例第13条）	第1節 権利侵害からの救済 第2節 いじめ防止・不登校の子どもへの支援や体罰等の防止 第3節 児童虐待防止対策の更なる強化 第4節 こどもの自殺対策 第5節 犯罪被害、事故、災害などから子どもを守る環境整備	意見を表明し参加する権利 自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利 安心して生きる権利

8 目標とする指標

本計画に掲げる取組の進捗度を測るために指標を設定し、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行います。

施策の方向	指標とその説明	現状値	参考値	目標値
子どもの権利の普及啓発と学習支援	「こどもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数 青森市子どもの権利擁護委員によるこどもの権利に関する出前講座の実施回数	8 回 (令和 5 年度)	9 回 (過去 5 年平均)	9 回 (令和 10 年度)
子どもの育ちへの支援	放課後児童会、児童館、児童室、児童センターの利用を希望する児童の受入率 放課後児童会、児童館、児童室、児童センターの利用を希望する児童を受け入れた割合	100.0% (令和 5 年度)	100.0% (過去 5 年平均)	100.0% (令和 10 年度)
	青森市子ども会議委員の意見表明機会の回数 青森市子ども会議委員が意見を表明する機会の回数	7 回 (令和 5 年度)	5 回 (過去 5 年平均)	7 回 (令和 10 年度)
保護者への支援	乳幼児の就園率 乳幼児数に対する保育施設等の利用者の割合	82.4% (令和 5 年度)	80.7% (過去 5 年平均)	85.1% (令和 10 年度)
	保育料の市独自軽減制度 保育料の市独自軽減制度の継続	継続 (令和 5 年度)	継続 (過去 5 年)	継続 (令和 10 年度)
	地域子育て支援拠点の利用者数 市内 8 か所（あおもり親子はぐくみプラザ、つどいの広場「さんぽぽ」、市内 6 か所の地域子育て支援センター）の地域子育て支援拠点の延べ利用者数	45,145 人 (令和 5 年度)	35,539 人 (過去 5 年平均)	39,802 人 (令和 10 年度)
特に支援が必要な子どもや家庭への支援	ひとり親家庭等就業・自立支援センターへの相談件数 ひとり親家庭等就業・自立支援センターへの相談延べ件数	1,724 件 (令和 5 年度)	1,844 件 (過去 5 年平均)	1,844 件 (令和 10 年度)
子どもの命と安全を守る取組	青森市子どもの権利相談センターへの相談の終結率 こどもの救済機関である「青森市子どもの権利相談センター」への相談のうち、その年度内に終結した割合	98.5% (令和 5 年度)	95.7% (過去 5 年平均)	95.7%以上 (令和 10 年度)
	校内教育支援センターの設置率 校内教育支援センターを設置している学校の割合 ※校内教育支援センターの設置は令和 6 年度から取組を実施	小:100.0% 中:100.0% (令和 6 年度)	—	小:100.0% 中:100.0% (令和 10 年度)

Ⅱ 具体的な取組

第1章

子どもの権利の普及啓発と学習支援

施策の方向

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第10条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

第1節 こどもの権利を大切にすること意識の向上

【青森市こども計画 第2部Ⅰ-1-1(1)】

施策の方向性

市民一人ひとりが青森市子どもの権利条例やこどもの権利に対する理解を深めることができるよう、「(1) こどもの権利の普及啓発」に取り組めます。

主な取組

(1) こどもの権利の普及啓発

取組	取組内容	担当課
青森市子どもの権利条例の普及啓発	◆青森市子どもの権利条例普及のためのリーフレットの配布やこどもの権利に関するパネル展の開催など、様々な手法を用いてこどもや大人への広報・啓発を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：青森市子どもの権利普及啓発事業	
青森市子ども会議委員による普及啓発	◆各種イベントを通じて、青森市子ども会議委員自らがこどもの権利の普及啓発に取り組めます。	福祉部子育て支援課
	事業：青森市子ども会議運営事業	

取組	取組内容	担当課
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図るとともに、青森市子どもの権利擁護委員によるこどもの権利に関する出前講座について、青森市小学校長会、青森市中学校長会、家庭教育学級などへ周知を図り、出前講座の実施を通じてこどもの権利の認知向上に努めます。 事業：青森市子どもの権利擁護委員運営事業	福祉部子育て支援課
こどもの権利にかかわる学校での取組	◆こどもの権利について学び、理解するための取組として、「青森市子どもの権利の日（11月20日）」に合わせ、市立小・中学校においてこどもの権利を深める活動を実施します。	教育委員会事務局指導課

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- プライバシーや自らの名誉が守られること
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 遊ぶこと
- 学ぶこと
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること
- 仲間をつくり、集まり、活動すること

第2章

子どもの育ちへの支援

施策の方向

（子どもの育ちへの支援）

第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

第1節 遊びや体験活動の推進

【青森市こども計画 第2部 I-2-1（1）（2）】

施策の方向性

こどもの健やかな成長を支援するため、「（1）遊びや体験活動の充実」や「（2）読書活動の充実」に取り組めます。

主な取組

（1）遊びや体験活動の充実

取組	取組内容	担当課
保育所等における世代間交流等の促進	◆保育所等における世代間交流、異年齢交流、小学校低学年児童の受け入れに対し支援し、その促進を図ります。	福祉部子育て支援課
	事業：保育所等地域活動事業	

取組	取組内容	担当課
児童館母親クラブの活動への支援	◆地域における交流機会を通じた児童の健全な育成を図るため、親子及び世代間での交流のほか、児童養育に関する研修、児童の事故防止といった活動の支援を行う母親クラブを支援します。 事業：児童館母親クラブ運営補助事業	福祉部子育て支援課
こども・若者のボランティア活動の促進	◆地域福祉を推進していくために策定した「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、青森市社会福祉協議会が実施している体験ボランティア制度や学生ポイント制度の効果的な広報活動の実施や、青森市社会福祉協議会と連携した市立小・中学校などのボランティア推進校の指定等を実施することで、学生をはじめとする若者のボランティア活動を促進します。 事業：地域福祉計画推進事業	福祉部福祉政策課
乳幼児期のふれあい遊びの推進	◆親子のきずなを深められるよう、マタニティ講座や乳幼児健診などで親子のふれあい遊びを紹介します。 事業：親子のきずなづくり事業	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
地域子育て支援拠点における親子交流の場の提供	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。 事業：地域子育て支援センター事業 つどいの広場活動事業 つどいの広場運営事業	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
青森市子ども会議の運営	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、まちづくりをはじめ、市政などについてこどもが意見を表明し参加する場として、小学 5 年生から 18 歳または高校在籍までのこどもで構成する「青森市子ども会議」を運営します。また、「青森市子ども会議」の活動を支援するため、こどもの主体的な力を引き出すことができるよう、相談や助言を行う若い世代を中心とした「子どもサポーター」を育成します。 事業：青森市子ども会議運営事業	福祉部子育て支援課

取組	取組内容	担当課
放課後児童会の運営	◆保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、家庭の代わりとなる安全で安心な居場所として、学校や福祉館などに開設する放課後児童会において、遊びや生活の場を提供します。 ◆放課後児童会におけるサービスの向上を図るため、ICTの活用や民間事業者のノウハウを活用した外部委託の検討を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：放課後児童対策事業	
児童館等の運営	◆地域における18歳未満の児童の遊びの拠点と居場所となる児童館等における各種イベントやクラブ活動の振興を図ります。	福祉部子育て支援課
	事業：児童館管理運営事業 児童館児童活動事業	
福祉増進センターの運営	◆福祉増進センターでは、市民の福祉に対する関心・理解を深めるための機会を提供する場として、ボランティアセンターを活用した継続的なボランティア活動の支援や、福祉関係団体と連携を図りながら福祉情報の収集を行い、市民からの福祉サービスに関する相談に対応するほか、児童遊戯室を活用した子育て支援などを実施します。	福祉部福祉政策課
	事業：福祉増進センター福祉活動推進事業 福祉増進センター運営管理事務	
総合福祉センターの運営	◆総合福祉センターは、社会福祉の一層の充実を図るため、「老人福祉センター」「身体障がい者福祉センター」「児童センター」の三つの機能を一体化した複合施設であり、児童センターでは、児童の健全な遊び場の確保と体力の増進を図るためのサービス提供を行います。	福祉部福祉政策課
	事業：総合福祉センター高齢者・障がい者・児童交流事業 総合福祉センター運営管理事務	
学校における自然にふれる体験活動の充実	◆市立小・中学校に対し、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、総合的な学習の時間や特別活動の学校行事において、自然体験活動や見学・調査などの体験的な活動を取り入れるよう指導します。	教育委員会事務局指導課

取組	取組内容	担当課
学校における職場体験の充実	◆市立小・中学校に対し、職業体験や職業講和等を通して、働くことの意義や目的の理解、進んで働こうとする意欲や態度などを育むことができること、職業の意義についての基本的な理解・認識、自己を価値あるものとする自覚、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観、職業観を育むよう指導します。	教育委員会事務局指導課
学校における伝統・文化にふれる体験活動の充実	◆市立小・中学校に対し、社会科や道徳の時間等の学習において、伝統・文化や郷土への理解や関心を高め、それを尊重し、郷土への親しみや愛着を深める教材開発や、体験活動の工夫について指導します。	教育委員会事務局指導課
市民センターや公民館における講座の開催	◆ライフスタイルが多様化する現代社会において、こどもたちが生きていく上で必要な能力等を身につけ、生活力を育めるような学習機会を提供する場として、市民センターや公民館で主に小学生を対象とする講座を開催します。	教育委員会事務局中央市民センター 浪岡教育課
	事業：生涯学習支援事業 公民館運営管理事業（生涯学習支援事業）	
学校施設を開放する取組	◆地域とともにある学校づくりのため、地域住民が学校施設を気軽に利用できるよう、各学校の協力を得ながら、市立小・中学校において、幼児や小・中学生の遊び場等として学校施設の開放を行います。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
	事業：学校施設開放事業	
科学体験の充実	◆こどもたちの豊かな感性・創造性を育み、科学的なものの見方・考え方を育てる機会の創出が求められている中、こどもたちが自由な発想で楽しみながら創作活動（ものづくり）に取り組み、感動的で不思議な科学を体験することにより、創造性豊かで柔軟な思考力を育みます。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
	事業：大井基金活用事業（少年・ものづくり科学体験事業）	

取組	取組内容	担当課
青森市子ども会育成連絡協議会の活動への支援	◆青少年の健全育成には、地域における子ども会活動が非常に重要なもので、少子化により各子ども会(単会)の会員数が減少傾向となり、子ども会活動に課題がある中、子ども会育成者(指導者)の技術向上や情報交換の場の提供、学年の異なるこどもたちも一緒に活動できる機会の充実を図るため、連合組織である青森市子ども会育成連絡協議会の活動を支援します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
	事業：青森市子ども会育成振興事業	
ダム施設等の体験学習の機会の提供	◆森や川等の役割、自然保護の重要性などについて関心を深めてもらうため、小学生を対象に、身近にあるダム施設等の体験学習の機会を提供します。	都市整備部公園河川課
	事業：森と湖に親しむ集い事業	
スポーツ推進委員の設置	◆スポーツに関する指導、助言を行うスポーツ推進委員を設置し、スポーツの振興・普及を図るほか、運動のきっかけを作ります。	経済部地域スポーツ課
	事業：スポーツ推進委員設置事業	
スポーツ競技団体等の活動やスポーツ大会の実施への支援	◆主に小学生が活動している各種スポーツ少年団の活動のほか、小・中学生カーリング大会や青森市カブ・バンビ卓球大会など、こどもが参加できる各種スポーツ・レクリエーション事業の実施を支援し、こどもがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。	経済部地域スポーツ課
	事業：青森市体育・スポーツ競技団体育育成強化事業（補助金） 青森市スポーツ少年団競技大会支援事業（補助金）	

取組	取組内容	担当課
青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等の運営	◆市民の健康づくりとスポーツ振興、交流人口の拡大及び防災を目的とする拠点として、青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等の運営等を行います。 ◆天候に左右されることなく遊べる場を確保するため、令和6年7月に供用開始した青森市総合体育館に、ネット遊具や滑り台など大型遊具を常設した空間と、乳幼児が玩具で遊んだり、読書ができる空間にエリア分けされた県内最大級のキッズルームを備えています。 事業：青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等運営事業	経済部地域スポーツ課 都市整備部公園河川課
交流・体験型遊び場の創出の検討	◆アンケート結果等を踏まえ、地域資源を生かした新たなこどもの交流・体験型の遊び場の創出について検討します。	福祉部子育て支援課

(2) 読書活動の充実

取組	取組内容	担当課
乳幼児期の絵本を活用した親子のきずなづくりの推進	◆親子のきずなを深められるよう、マタニティ講座や乳幼児健診などで絵本の紹介を行っているほか、幼児期には絵本の配本と読み聞かせを行います。 事業：親子のきずなづくり事業	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
地域子育て支援拠点における絵本を活用した子育て支援	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、絵本等を活用した子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。 事業：地域子育て支援センター事業 つどいの広場活動事業 つどいの広場運営事業	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
放課後児童会におけるおはなし会等の実施	◆読書活動の充実を図るため、放課後児童会において、ボランティアや放課後児童支援員による、おはなし会や読み聞かせを実施します。 事業：放課後児童対策事業	福祉部子育て支援課

取組	取組内容	担当課
児童館等におけるおはなし会等の実施	◆読書活動の充実を図るため、児童館等において、ボランティアや児童厚生員による、おはなし会や読み聞かせを実施します。	福祉部子育て支援課
	事業：児童館管理運営事業 児童館児童活動事業	
市民図書館における読書活動の推進	◆市民図書館に児童ライブラリーを設置し、絵本や児童文学、実用書の収集・貸出を行います。また、乳幼児や小学校低学年までを対象とするおはなし会の実施、4か月児健診会場における図書館利用者カード発行、小学校の図書館見学の受入を通じて、図書館・市民センター等利用の働きかけを行います。また、読書バリアフリーの推進のために関係機関と連携しながら資料の整備を図ります。	教育委員会事務局市民図書館
	事業：図書館運営管理事業 図書資料整備事業	
小・中学校への配本や移動図書館の巡回等の実施	◆市民センター・浪岡中央公民館、図書館から離れている市立小・中学校、福祉館・児童館への配本、移動図書館の巡回を行います。また、認定こども園・幼稚園・保育所（園）などや子育て支援センターなどの地域の要望に応じた図書の貸出やおはなし会を行います。	教育委員会事務局市民図書館
	事業：館外貸出運営事業	
読書活動ボランティアの育成	◆市民センター等を中心として、各地域で読書活動を推進するため、読み聞かせ講座を実施し、読書活動ボランティアの育成を図ります。	教育委員会事務局市民図書館
	事業：読書活動推進事業	
読書感想文等のコンクールの開催や作品集の作成	◆圏域内の児童生徒から、学校図書館等の図書を対象にした読書感想文や読書新聞を募集し、コンクール形式で表彰したり、入選作品集を作成したりすることで、圏域全体における児童生徒の読書啓発を図ります。	教育委員会事務局指導課
	事業：心豊かな子どもの読書活動推進事業	
読み聞かせ等のボランティア活動の実施	◆地域ボランティアの実施校において、読み聞かせや学校図書館の環境整備等のボランティア活動を実施します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
	事業：地域学校協働活動推進事業	
読書活動に関する学習機会等の情報の提供	◆市ホームページで読書活動に関する学習機会、指導者や団体に関する情報を提供します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
	事業：生涯学習情報提供事業	

【関連する子どもの権利】

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 遊ぶこと
- 学ぶこと
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること
- 仲間をつくり、集まり、活動すること

第2節 こどもが活躍できる機会づくり

【青森市こども計画 第2部 I-2-3】

施策の方向性

こどもが世界や日本、地域の未来を切り開いていけるよう、「(1) 自国文化・異文化理解、国際交流等の促進や教科横断的な教育の充実」や「(2) 帰国児童生徒、外国人のこどもたちに対する支援」に取り組みます。

主な取組

(1) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進や教科横断的な教育の充実

取組	取組内容	担当課
外国語指導助手（ALT）の活用	◆児童生徒の英語力の向上や、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、国際理解の推進を図る必要があるため、英語を母国語とする外国語指導助手を招致し、市立小・中学校へ派遣します。また、教職員の外国語活動・外国語科における指導力向上を図ります。	教育委員会事務局指導課
	事業：外国語指導助手（ALT）活用事業	
グローバル人材の育成	◆こどもたちが、外国の文化及び言語（英語）と触れることができる機会を充実させるため、CIR（国際交流員）やALT（外国語指導助手）等ネイティブスピーカーとの共同生活の場を創設し、外国語によるコミュニケーション能力を培うとともに、国際化に対応できるグローバルな人材の育成を図ります。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
	事業：グローバル人材育成事業	

取組	取組内容	担当課
友好交流の推進	◆自国文化を理解し、日本人としての自覚を高めるとともに、異文化を理解し尊重しながら共に生きていこうとする態度を養うことで、グローバル社会を主体的に生き抜く、国際感覚を備えた人材を育成するために、交流指定校及び市立小・中学校の児童生徒を対象に交流を推進します。	教育委員会事務局指導課
	事業：友好交流推進事業	
少年海外生活体験	◆異文化交流を通じて青少年の豊かな国際感覚とコミュニケーション能力の育成を図るとともに、広い視野から見た郷土・青森市に対する理解を深めることを目的として、本市の中学生と海外の中学生の相互訪問・受入を実施します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
	事業：大井基金活用事業（少年海外生活体験事業）	
小中一貫及び小・中連携教育課程での研究開発	◆こどもの社会的・職業的自立に向けた必要な能力の育成のため、キャリア教育の充実のための企業の活用などをはじめ、小・中連携によるキャリア教育のための情報提供や家庭におけるキャリア教育の推進に向けた情報を提供します。	教育委員会事務局指導課
	◆こどもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成のため、小・中連携などによる人権、環境、防災、健康、福祉などに関する指導の研究・普及や環境教育を推進します。	
	事業：小・中一貫及び小・中連携教育課程研究開発事業	
学校訪問におけるキャリア教育等に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、キャリア教育の全体計画を作成し、それに基づいた教科等毎の実施や、職場体験等及びこどもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成のため、現代的・社会的な課題に積極的に取り組むよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校訪問教育指導事業	
教職員に対するこどもの情報活用能力育成のための研修等の実施	◆こどもの情報活用能力の育成のため、研修講座や学校訪問を通し、ICT機器を利用して、児童生徒の情報活用能力の育成と、わかる授業の推進を図ります。	教育委員会事務局指導課
	事業：教職員研修事業	

取組	取組内容	担当課
教科横断的な学びの充実	◆地域の魅力や課題を取り上げたり、SDGsや今日的な社会問題等に対峙させたりする等、持続可能な社会の実現に向けた探究的な学びの充実を図るとともに、地域の教育資源やコミュニティ・スクール等を活用しながら、教科横断的なカリキュラムマネジメントの視点に立った学びの充実を図ります。	教育委員会事務局指導課

(2) 帰国児童生徒、外国人のこどもたちに対する支援

取組	取組内容	担当課
国際交流員による日本語指導	◆帰国児童生徒、外国のこどもたちのうち、日本語指導が必要な児童生徒に対し、本市の国際交流員が学校を訪問し、日本語の指導を行います。 事業：学校訪問教育指導事業	教育委員会事務局指導課
多文化共生に向けた日本語指導支援	◆市立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に対し、県内関係機関と連携しながら、スーパーバイザーによる児童生徒の理解力を測り、日本語支援、母語支援、生活支援を行い、文化背景が異なる児童生徒の孤立や不安解消などのメンタル面のサポートを行い、将来に展望が持てるように学校生活等の生活環境を支援します。	教育委員会事務局指導課

【関連する子どもの権利】

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 学ぶこと
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 仲間をつくり、集まり、活動すること

第3節 こどもの視点に立った居場所づくり

【青森市こども計画 第2部Ⅱ-2-2】

施策の方向性

地域ぐるみでこどもを育て、また、こどもの健やかな成長を支援していくため、こどもの声を聴きながら、「こどもの視点に立った居場所づくり」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
こどもの居場所づくり 支援	【こどもの居場所づくり・学習応援】 ◆家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のあるこどもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に学習支援のほか、日常的な生活支援や仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。 【モデル事業の実施（R6）】 ◆国の事業に呼応して、不登校、発達障がいなど、孤独・孤立を抱えているこども・若者が、安心・安全な居場所で、様々な学びや多様な体験活動を通じ、社会で生き抜く力が培われる新たな居場所づくりを、NPO 法人と連携してモデル的に行います。 【子ども第三の居場所】 ◆NPO 法人が運営する「子ども第三の居場所」の活動に対し、対象者への事業の周知を行うなどし、その活動に協力します。	福祉部子育て支援課
	事業：子ども居場所づくり・学習応援事業 こども・若者の居場所づくり支援モデル事業	

取組	取組内容	担当課
放課後児童会の運営 (再掲)	◆保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、家庭の代わりとなる安全で安心な居場所として、学校や福祉館などに開設する放課後児童会において、遊びや生活の場を提供します。 ◆放課後児童会におけるサービスの向上を図るため、ICTの活用や民間事業者のノウハウを活用した外部委託の検討を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：放課後児童対策事業	
児童館等の運営 (再掲)	◆地域における18歳未満の児童の遊びの拠点と居場所となる児童館等の管理運営及び各種イベントやクラブ活動を実施します。	福祉部子育て支援課
	事業：児童館管理運営事業 児童館児童活動事業	
福祉増進センターの運営 (再掲)	◆福祉増進センターでは、市民の福祉に対する関心・理解を深めるための機会を提供する場として、ボランティアセンターを活用した継続的なボランティア活動の支援や、福祉関係団体と連携を図りながら福祉情報の収集を行い、市民からの福祉サービスに関する相談に対応するほか、児童遊戯室を活用した子育て支援などを実施します。	福祉部福祉政策課
	事業：福祉増進センター福祉活動推進事業 福祉増進センター運営管理事務	
総合福祉センターの運営 (再掲)	◆総合福祉センターは、社会福祉の一層の充実を図るため、「老人福祉センター」「身体障がい者福祉センター」「児童センター」の三つの機能を一体化した複合施設であり、児童センターでは、児童の健全な遊び場の確保と体力の増進を図るためのサービス提供を行います。	福祉部福祉政策課
	事業：総合福祉センター高齢者・障がい者・児童交流事業 総合福祉センター運営管理事務	
市民センターや公民館における講座の開催 (再掲)	◆ライフスタイルが多様化する現代社会において、こどもたちが生きていく上で必要な能力等を身につけ、生活力を育めるような学習機会を提供する場として、市民センターや公民館で主に小学生を対象とする講座を開催します。	教育委員会事務局中央市民センター 浪岡教育課
	事業：生涯学習支援事業 公民館運営管理事業（生涯学習支援事業）	

取組	取組内容	担当課
学校施設を開放する取組（再掲）	◆地域とともにある学校づくりのため、地域住民が学校施設を気軽に利用できるよう、各学校の協力を得ながら、市立小・中学校において、幼児や小・中学生の遊び場等として学校施設の開放を行います。 事業：学校施設開放事業	教育委員会事務局文化学習活動推進課
青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等の運営（再掲）	◆市民の健康づくりとスポーツ振興、交流人口の拡大及び防災を目的とする拠点として、青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等の運営等を行います。 ◆天候に左右されることなく遊べる場を確保するため、令和6年7月に供用開始した青森市総合体育館に、ネット遊具や滑り台など大型遊具を常設した空間と、乳幼児が玩具で遊んだり、読書ができる空間にエリア分けされた県内最大級のキッズルームを備えています。 事業：青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等運営事業	経済部地域スポーツ課 都市整備部公園河川課
交流・体験型遊び場の創出の検討（再掲）	◆アンケート結果等を踏まえ、地域資源を生かした新たなこどもの交流・体験型の遊び場の創出について検討します。	福祉部子育て支援課
施策や施設の運営に当たってのこども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討	◆こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりについて検討します。	福祉部子育て支援課

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分にとって必要な情報や知識を得ること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 遊ぶこと
- 学ぶこと
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 仲間をつくり、集まり、活動すること

第4節 こどもの意見表明・参加の促進

【青森市こども計画 第2部 I-1-2】

施策の方向性

こどもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的な参加を促進するため、「(1) 青森市子ども会議の活動の推進」や「(2) こどもの意見表明・参加の機会の充実」に取り組みます。

主な取組

(1) 青森市子ども会議の活動の推進

取組	取組内容	担当課
青森市子ども会議の運営（再掲）	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、まちづくりをはじめ、市政などについてこどもが意見を表明し参加する場として、小学5年生から18歳または高校在籍までのこどもで構成する「青森市子ども会議」を運営します。また、「青森市子ども会議」の活動を支援するため、こどもの主体的な力を引き出すことができるよう、相談や助言を行う若い世代を中心とした「子どもサポーター」を育成します。 ◆青森市子ども会議委員が市長に直接、意見提案する「青森市子ども会議フォーラム」を引き続き実施します。	福祉部子育て支援課
	事業：青森市子ども会議運営事業	
こどもにかかわる施策に対するこどもの意見の尊重	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会において「子どもの権利の保障に関する行動計画」の評価・検証を行うとともに、青森市子ども会議の意見を尊重しながら各事業を実施します。	福祉部子育て支援課
	事業：児童福祉専門分科会運営事業	

(2) こどもの意見表明・参加の機会の充実

取組	取組内容	担当課
児童館等における「子どもさみっと」の実施	◆児童館・児童室・児童センターが合同で、子どもたちがテーマを設定し、考え、発表する「子どもさみっと」を実施します。 事業：児童館管理運営事業 児童館児童活動事業	福祉部子育て支援課（青森市社会福祉協議会に委託）
学校におけるこどもの意見表明能力等の向上のための取組	◆市立小・中学校において、こどもの意見表明能力、コミュニケーション能力の向上のため、主に特別活動の時間や、児童会・生徒会活動等の場で、教員の適切な指導のもと、仲間との合意形成を図り、役割を分担し協力するなどといった場を意図的に設定し、こども一人一人の思いや考えを活かすようにします。	教育委員会事務局指導課
市ホームページによるこども・若者の意見・提案の募集	◆こども・若者が、こども施策などの市政について自主的に意見を表明できるよう、市ホームページにおいて、こども・若者の声を随時募集します。	福祉部子育て支援課
施策や施設の運営に当たってのこども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討（再掲）	◆こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりについて検討します。	福祉部子育て支援課

【関連する子どもの権利】

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分が思ったことや感じたことを表現すること
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること
- 仲間をつくり、集まり、活動すること

第3章

保護者への支援

施策の方向

（保護者への支援）

第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

第1節 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

【青森市こども計画 第2部Ⅱ-1-2】

施策の方向性

こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実を図るため、「(1) 乳幼児期の教育・保育」、「(2) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続」、「(3) 地域における子育て当事者の孤立対策」に取り組みます。

主な取組

(1) 乳幼児期の教育・保育

取組	取組内容	担当課
子ども・子育て支援事業計画の進行管理	◆子ども・子育て支援法に基づき策定している「青森市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理のため、特定教育・保育施設等の利用定員の設定について青森市子ども・子育て会議から意見を聴取するほか、計画に基づく施策の実施状況等について、青森市子ども・子育て会議において点検及び評価を実施し、その結果を公表します。	福祉部子育て支援課
	事業：子ども・子育て支援事業計画進行管理事務	

取組	取組内容	担当課
一時預かりの実施	◆乳幼児が家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、若しくは子育てにかかる保護者の負担軽減のため、保育所等において乳幼児を一時的に預かり必要な保護を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：一時預かり事業	
延長保育の実施	◆保育所等が保護者の需要に対応するため、自主的に延長保育に取り組むことで、児童の福祉の増進を図ります。	福祉部子育て支援課
	事業：延長保育促進事業	
病児一時保育の実施	◆保護者が就労している等の理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において一時的に保育する病児一時保育所の運営を委託により、市内4か所で実施します。	福祉部子育て支援課
	事業：病児一時保育事業	
ファミリー・サポート・センターの運営	◆地域における子育て支援の環境づくりの促進を図るため、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援します。	福祉部子育て支援課
	事業：ファミリー・サポート・センター事業	
認可外保育施設への助成	◆保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進するため、認可外保育施設が入所児童を対象に行う健康診断にかかる費用や、処遇向上のために購入する保育材料費の一部を助成します。	福祉部子育て支援課
	事業：認可外保育施設助成事業	
保育所等の入所・退所	◆子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設等の利用にかかる給付費の支給認定を行うとともに、児童福祉法に基づき保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規利用・継続利用・退所に関する事務を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：保育所等入所・退所等事務	
保育所等の整備	◆保育所等の整備の促進を図るため、整備にかかる経費の一部を支援します。	福祉部子育て支援課
	事業：児童福祉施設整備補助金交付事務	

取組	取組内容	担当課
保育所等への運営費の支給	◆国の基準に基づき、保育所等に対して、入所児童を保育するために必要な運営費を支給します。	福祉部子育て支援課
	事業：私立保育所等運営事業	
産休等代替職員の任用の支援	◆特定教育・保育施設等において、産休又は病休にかかる職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、乳幼児期の教育・保育を充実させるため、出産又は傷病による長期間にわたって継続する休暇を要する場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員を臨時的に雇用する特定教育・保育施設等を支援します。	福祉部子育て支援課
	事業：産休等代替職員任用事業	
保育士資格取得の支援	◆乳幼児期の教育・保育の質的向上を図るため、幼保連携型認定こども園に勤務し、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有していない者が保育士資格を取得する場合において、幼保連携型認定こども園が負担した保育士資格を取得するために必要な受講料、代替職員の雇上費の一部を支援します。	福祉部子育て支援課
	事業：保育士資格取得支援事業	
幼稚園教諭の免許状取得への支援	◆乳幼児期の教育・保育の質的向上を図るため、幼保連携型認定こども園に勤務し、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有していない者が幼稚園教諭免許状を取得する場合において、幼保連携型認定こども園が負担した幼稚園教諭免許状を取得するために必要な受講料、代替職員の雇上費の一部を支援します。	福祉部子育て支援課
	事業：幼稚園教諭免許状取得支援事業	
保育所等の指導監査の実施	◆特定教育・保育施設等に対し、法令等に定める確認基準及び各種通知等の遵守並びに給付費等の請求に関する事項について周知徹底させるとともに、給付費等の過誤・不正の防止を図るため、法に基づく指導監査を実施します。	福祉部指導監査課
	事業：特定教育・保育施設等指導監査事業	
認可外保育施設等の実地調査や指導の実施	◆児童の安全確保、処遇及び保育の質の維持・向上のため、民間託児施設（認可外保育施設等）に対し実地調査、指導を行います。	福祉部指導監査課
	事業：民間託児施設実地調査事業	

取組	取組内容	担当課
青森市私立幼稚園協会の活動への支援	◆乳幼児期の教育・保育の質的向上を図るため、教職員研修会等を行う青森市私立幼稚園協会を支援します。	福祉部子育て支援課
	事業：私立幼稚園研究支援事業	
幼稚園教諭、保育士等への研修の実施	◆幼児期の一体的な教育・保育の推進及び質の高い教育・保育を提供するとともに、発達上の課題がみられるこどもの特性と発達段階に応じた支援を行うため、幼稚園教諭、保育士等のこどもの育ちを支援する者に対する研修を実施します。	福祉部子育て支援課
	事業：地域子育てサポート事業（教育・保育施設研修分）	
こども誰でも通園制度の試行的実施	◆すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を見据えた試行的事業を実施します。	福祉部子育て支援課
	事業：こども誰でも通園制度試行的事業	
保育所等における障がいのあるこどもや医療的ケア児の受入体制整備への支援	◆保育所等に入所している軽度・中程度の障がいのある児童に保育を行うため、受入体制の整備にかかる経費の助成を行います。	福祉部子育て支援課
	◆保育所等に入所している医療的ケア児に保育を行うため、受入体制の整備にかかる経費の助成を行います。	
保育士等の処遇改善	事業：ふれあい保育事業 障がい児保育事業	福祉部子育て支援課
	◆教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育の安定的な供給に資するため、職員の技能・経験などに応じた賃金体系の改善を行います。	
	事業：私立保育所等運営事業	

(2) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

取組	取組内容	担当課
学校訪問における幼・保・小連携に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校教員と認定こども園・幼稚園・保育所(園)などの教員との合同研究会や情報交換、こども同士の交流活動の実施などについて指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校訪問教育指導事業	
合同学習会の実施	◆市立小学校に対し、乳幼児の発達段階を踏まえ、幼保小の架け橋プログラムに基づいて、小学校の生活に円滑に適應できるよう、スタートカリキュラムを作成するように指導するほか、作成したスタートカリキュラムの実施、評価、改善のため、認定こども園・幼稚園・保育所(園)などとの幼保小の合同会議(オアシス会議)を設けるなどして実効性を高めるよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校教育指導方針推進事業	
幼児教育・保育と小学校教育の連携に向けた情報交換会の開催	◆幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、市立小学校と学区内の認定こども園・幼稚園・保育所(園)などが情報交換等を行う幼・保・小連携にかかる情報交換会を開催します。	教育委員会事務局指導課
青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場の設置	◆青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場において、医療的ケア児にかかわる行政、関係機関及び関係団体等が協働し、意見交換や課題の把握などを行うことで、医療的ケア児のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。	福祉部障がい者支援課
	事業：青森地域医療的ケア児支援体制検討会運営事業	
保育所等から小学校への要録の提供	◆幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、認定こども園・幼稚園・保育所(園)などにおける教育・保育の状況の記録である「要録」を、就学先の小学校に提供します。	福祉部子育て支援課

(3) 地域における子育て当事者の孤立対策

取組	取組内容	担当課
青森市子育て応援隊の育成及び活動支援	◆地域で子育て支援活動を行う「青森市子育て応援隊」の育成や地域において親子交流の場を提供するなど、地域の子育て支援を行います。 事業：地域子育てサポート事業	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
地域支え合い活動の推進	◆地域の「困りごと」の相談先の情報共有や災害時の防災体制について各地域で情報共有を図るとともに、地域の課題に対し、地域包括支援センターや町会、民生委員児童委員協議会など多くの団体の参加により、地域住民を地域ぐるみで支える体制づくりに努めます。 事業：地域福祉計画推進事業 一般介護予防事業 生活支援体制整備事業	福祉部福祉政策課 高齢者支援課
地域子育て支援拠点の運営	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。 事業：地域子育て支援センター事業 つどいの広場活動事業 つどいの広場運営事業	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
子育てワンストップサービスの実施	◆保護者が子育て支援サービスに関する情報を必要な時に気軽に入手できるよう、国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」のびったりサービスから、マイナンバーカードを使って自宅のパソコンなどで子育てに関する行政手続の一部を電子申請できる「子育てワンストップサービス」を実施します。	福祉部子育て支援課
利用者支援の実施	◆子育て家庭からの相談に応じ、教育・保育施設等の地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。 事業：利用者支援事業	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること

第2節 子育て世帯への経済的支援

【青森市こども計画 第2部Ⅲ-1】

施策の方向性

幼児教育・保育にかかる費用の独自軽減や、学校給食費の全額公費負担の実施など、「子育て世帯への経済的支援」の充実に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
保育料最高限度額の独自軽減	◆子育ての経済的負担を軽減するため、保育料の最高限度額を国の10万4千円から5万円に設定するなど、保育所等の保育料を市が独自に軽減します。	福祉部子育て支援課
保育料の公費負担	◆子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳から5歳児クラスまでのすべてのこどもと0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のこどもの認定こども園・幼稚園・保育所（園）などの保育料を無償とします。 ◆令和6年度においては、10月から、県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、2歳児クラスの保育料全額公費負担を実施しています。	福祉部子育て支援課
障害児通所支援の公費負担	◆子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳から5歳児クラスまでのすべてのこどもと0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のこどもの障害児通所支援の利用者負担額を無償とします。 ◆令和6年度においては、10月から、県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、2歳児クラスの障害児通所支援利用者負担額全額公費負担を実施しています。	福祉部障がい者支援課
	事業：障害児通所支援事業	

取組	取組内容	担当課
実費徴収額の補足給付	◆子育ての経済的負担を軽減するため、低所得で生活が困難である保護者のこどもが、特定教育・保育施設等を利用した場合において、日用品や文房具等の購入に要する費用等の一部を支援します。 事業：実費徴収額補足給付事業	福祉部子育て支援課
就学援助の実施	◆経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないよう、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学用品費など就学に必要な経費の一部を援助します。 事業：就学援助事業	教育委員会事務局学務課
スクールバス等の運営	◆遠距離通学をしている児童生徒が通学に利用できる路線バス等がない場合などに、安全な通学手段を確保するとともに、通学にかかる負担を軽減するため、スクールバス等を運行します。 事業：スクールバス運営事業	教育委員会事務局学務課
学校給食費の全額公費負担	◆令和4年10月1日から実施した市立小・中学校の児童生徒に提供する学校給食の全額公費負担を継続し、子育て支援の充実を図ります。 ◆要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対しても学校給食費を支給します。 事業：給食運営事業	教育委員会事務局学校給食課
東日本大震災の被災者への学校給食費の全額公費負担	◆東日本大震災により、県外から本市へ避難し、小・中学校に就学した被災者のうち、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して給食費の援助を行います。 事業：給食扶助事業（災害支援）	教育委員会事務局学校給食課
奨学資金の貸付	◆本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。 事業：奨学資金貸付事業	教育委員会事務局学務課
社会科副読本の支給	◆保護者の経済的負担の軽減を図るため、市立小学校3・4・6年生及び市立中学校で使用する社会科副読本を無償で支給します。 事業：小中学校副読本支給事業	教育委員会事務局学務課

取組	取組内容	担当課
特別支援学級等の児童生徒への就学援助の実施	◆特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の一部を支給します。	教育委員会事務局学務課
	事業：特別支援教育奨励費事業	
児童手当の支給	◆家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育するかたを対象に児童手当を支給します。 ◆また、令和 6 年 10 月分の児童手当から、高校生の年代まで支給期間を延長するとともに、所得制限を撤廃し、第 3 子以降の児童にかかる多子加算を増額します。	福祉部子育て支援課
	事業：児童手当支給事業	
こどもの医療費の助成	◆こどもを持つ保護者が経済的に安心してこどもを医療機関等に受診させることができるよう、こどもにかかる医療費の助成を行います。 ◆令和 6 年度においては、10 月から、県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、高校生の年代まで対象年齢を拡大するとともに、所得制限を撤廃しています。	税務部国保医療年金課
	事業：子ども医療費助成事業	

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第 6 条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること

第3節 地域子育て支援、家庭教育支援

【青森市こども計画 第2部Ⅲ-2】

施策の方向性

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、「(1) 地域における子育て支援」に取り組むほか、保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む「(2) 家庭教育支援」に取り組めます。

主な取組

(1) 地域における子育て支援

取組	取組内容	担当課
青森市子育て応援隊の育成及び活動支援 (再掲)	◆地域で子育て支援活動を行う「青森市子育て応援隊」の育成や地域において親子交流の場を提供するなど、地域の子育て支援を行います。 事業：地域子育てサポート事業	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
地域支え合い活動の推進 (再掲)	◆地域の「困りごと」の相談先の情報共有や災害時の防災体制について各地域で情報共有を図るとともに、地域の課題に対し、地域包括支援センターや町会、民生委員児童委員協議会など多くの団体の参加により、地域住民を地域ぐるみで支える体制づくりに努めます。 事業：地域福祉計画推進事業 一般介護予防事業 生活支援体制整備事業	福祉部福祉政策課 高齢者支援課
地域子育て支援拠点の運営 (再掲)	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。 事業：地域子育て支援センター事業 つどいの広場活動事業 つどいの広場運営事業	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

取組	取組内容	担当課
一時預かりの実施 (再掲)	◆乳幼児が家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、若しくは子育てにかかる保護者の負担軽減のため、保育所等において乳幼児を一時的に預かり必要な保護を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：一時預かり事業	
病児一時保育の実施 (再掲)	◆保護者が就労している等の理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において一時的に保育する病児一時保育所の運営を委託により、市内4か所で実施します。	福祉部子育て支援課
	事業：病児一時保育事業	
ファミリー・サポート・センターの運営(再掲)	◆地域における子育て支援の環境づくりの促進を図るため、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援します。	福祉部子育て支援課
	事業：ファミリー・サポート・センター事業	
子育てワンストップサービスの実施 (再掲)	◆保護者が子育て支援サービスに関する情報を必要な時に気軽に入手できるよう、国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」のびったりサービスから、マイナンバーカードを使って自宅のパソコンなどで子育てに関する行政手続の一部を電子申請できる「子育てワンストップサービス」を実施します。	福祉部子育て支援課
利用者支援の実施 (再掲)	◆子育て家庭からの相談に応じ、教育・保育施設等の地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：利用者支援事業	

(2) 家庭教育支援

取組	取組内容	担当課
家庭教育学級等の開催	◆家庭及び地域の教育力の向上のため、保護者等と教職員がともに学ぶ機会の提供や、「青森市子育てサポートセンター」を設置し、学習機会の提供や相談対応、情報提供を行うほか、発達に心配のあるこどもの保護者等を対象とした「うとう家庭教育学級」を開催し、学習機会を提供します。 事業：家庭教育支援事業	教育委員会事務局文化学習活動推進課
生涯学習に関する情報の提供	◆家庭における望ましい食習慣の形成を促すため、食に関連する講座・イベントなどを含む生涯学習情報を容易に入手できるよう、市ホームページに記事を掲載します。 事業：生涯学習情報提供事業	教育委員会事務局文化学習活動推進課
カダールやアコールにおける講座等の実施	◆青森市男女共同参画プラザ「カダール」及び青森市働く女性の家「アコール」において、親子で参加できる講座等を実施するとともに、親子同士の交流や情報交換などの機会を提供します。 事業：男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業 働く女性の家活動事業	市民部人権男女共同参画課

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること

第4節 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な

参画促進・拡大

【青森市こども計画 第2部Ⅲ-3】

施策の方向性

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場で応援し、地域社会全体で支援するため、「共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
労働者の福祉の増進	◆市内企業における労働者が、心身共に健康で働き続けられるよう、労働者の余暇活動や健康増進に向けた環境づくりを推進する青森市勤労者互助会の活動を支援します。	経済部経済政策課
	事業：労働者福祉増進事業	
労働環境に関する情報提供や相談・支援制度等の周知	◆国・県や関係機関と連携し、「広報あおもり」や市ホームページを通じて、労働環境に関する情報提供や相談・支援制度等について周知します。	経済部経済政策課
	事業：地元企業の魅力発信事業	
仕事と家庭の両立支援	◆男女がともに希望に応じて多様な働き方を選択することができる就業環境の整備の促進に向けた支援を行います。	市民部人権男女共同参画課
	事業：男女共同参画社会形成促進事業	

取組	取組内容	担当課
男性の家事・育児等への参画促進	◆男女共同参画情報紙を活用し、男性の家事・育児等への参画や、固定的性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等について情報発信するほか、青森市男女共同参画プラザ「カダール」及び青森市働く女性の家「アコール」において、男性を対象とした講座等を実施し、男性の家事・育児等への参画促進を図ります。	市民部人権男女共同参画課
	事業：男女共同参画社会形成促進事業 男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業 働く女性の家活動事業	
家庭教育学級等における男女共同参画についての意識啓発	◆市立小・中学校の家庭教育学級担当者とPTA関係者を集めた家庭教育学級説明会を開催し、男女共同参画に関する出前講座に関する資料を配付し、こどものみならず、保護者などに対しても男女共同参画についての意識啓発を行うほか、保護者のみならず地域住民など、広く家庭教育等に関する学習機会や情報を提供します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
	事業：家庭教育支援事業	

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること

第4章

特に支援が必要な子どもや家庭への支援

施策の方向

（保護者への支援）

第12条

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

特に支援が必要な子どもへの支援について条例に定めはありませんが、障がいのある子どもがいる家庭やひとり親世帯等、貧困家庭など特に支援が必要な家庭に対して、子どもと保護者への支援は一体として取り組む必要があることから、本章では子どもへの支援を含めて事業を整理することとします。

第1節 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【青森市こども計画 第2部 I-3（2）、I-5】

施策の方向性

障がいのあるこどもや医療的ケア児等の発達や将来の自立、社会参加を支援するため、「（1）地域における支援体制等の強化」、「（2）保育所等におけるインクルージョンの推進」、「（3）特別支援教育の充実」に取り組みます。

また、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指すため、「（4）小児慢性特定疾病・難病などを抱えるこどもへの支援」に取り組みます。

主な取組

(1) 地域における支援体制等の強化

取組	取組内容	担当課
新生児聴覚検査の実施	◆令和6年度においては、県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、新生児聴覚検査を実施しています。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
乳幼児健康診査の実施	◆障がいや疾病などの早期発見を図るため、乳幼児健康診査を実施し、適切な治療等につながるよう支援します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：4か月児健康診査事業 7か月児健康診査事業 1歳6か月児健康診査事業 3歳児健康診査事業	
療育相談の実施	◆発育・発達等に心配のある乳幼児及びその保護者を対象に、医師による診察・相談、保健師・栄養士による専門相談を行い、疾病などの早期発見、必要な情報の提供等により、保護者等の不安の軽減と乳幼児の発育・発達の促進を図ります。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：療育相談事業	
こどもの発達相談に関する相談支援	◆子育て家庭等からのこどもの発達等の様々な相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：子ども・家庭総合相談支援事業	
障がい児等への療育指導・相談等の実施	◆身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、児童通所支援事業所等の訪問や外来による支援を行います。	福祉部障がい者支援課
	事業：障害児等療育支援事業	
障害児通所支援の実施	◆発達障がい※や情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた切れ目のない総合的なサービスの提供を図ります。	福祉部障がい者支援課
	事業：障害児通所支援事業	

取組	取組内容	担当課
短期入所の実施	◆障がいのあるかたに対して、家族が疾病等により一時的に本人の介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。	福祉部障がい者支援課
	事業：短期入所事業	
地域相談支援の実施	◆施設や精神科病院等に入所、入院している障がい者が、地域において安心して自立した生活を送ることができるよう、地域移行支援サービス及び地域定着支援サービスを実施します。	福祉部障がい者支援課
	事業：地域相談支援事業	
障害児相談支援の実施	◆障がいのあるこども等が、適切な障害児通所支援を利用するため、指定障害児相談支援事業者が「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。	福祉部障がい者支援課
	事業：障害児相談支援事業	
身体障害者・知的障害者相談員による指導、助言	◆身体及び知的障害者相談員を設置し、障がいのあるかたやその家族等の立場から、障がいのあるかたからの日常生活や社会生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行います。	福祉部障がい者支援課
	事業：身体障害者・知的障害者相談員設置事業	
日中一時支援の実施	◆障がいのあるこどもの家族の就労支援や一時的な休息のため、障がいのあるこどもが日中活動できる場を提供します。	福祉部障がい者支援課
	事業：日中一時支援事業	
外出介護サービスの実施	◆重度の視覚障がいや全身性障がい、知的障がい、精神障がいのかたや難病患者等のかたに対して、社会生活上、必要な外出時の付添のヘルパーを派遣します。	福祉部障がい者支援課
	事業：外出介護サービス事業	
医療的ケア児コーディネーターの確保	◆医療的ケア児コーディネーターを配置し、きめ細かな支援に取り組みます。	福祉部障がい者支援課
	事業：青森地域医療的ケア児支援体制検討会運営事業	

取組	取組内容	担当課
青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場の設置（再掲）	◆青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場において、医療的ケア児にかかわる行政、関係機関及び関係団体等が協働し、意見交換や課題の把握などを行うことで、医療的ケア児のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。	福祉部障がい者支援課
	事業：青森地域医療的ケア児支援体制検討会運営事業	
特別障害者手当等の支給	◆障がい児やその家族への経済的支援のため、障害児福祉手当を支給します。	福祉部障がい者支援課
	事業：特別障害者手当等支給事業	
特別児童扶養手当の受付	◆障がい児やその家族への経済的支援のため、特別児童扶養手当の認定請求の受付を実施します。	福祉部障がい者支援課
	事業：特別児童扶養手当受付等事務	
重度心身障がい者の医療費の助成	◆重度心身障がい者の医療費にかかる経済的負担を軽減し、健康の保持及び福祉の増進を図るため、重度心身障がい者にかかる医療費の助成を行います。	税務部国保医療年金課
	事業：重度心身障害者医療費助成事業	
利用者支援の実施（再掲）	◆子育て家庭からの相談に応じ、教育・保育施設等の地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：利用者支援事業	
家庭教育学級等の開催（再掲）	◆家庭及び地域の教育力の向上のため、保護者等と教職員がともに学ぶ機会の提供や、「青森市子育てサポートセンター」を設置し、学習機会の提供や相談対応、情報提供を行うほか、発達に心配のあるこどもの保護者等を対象とした「うとう家庭教育学級」を開催し、学習機会を提供します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
	事業：家庭教育支援事業	

(2) 保育所等におけるインクルージョンの推進

取組	取組内容	担当課
保育所等における障がいのあるこどもや医療的ケア児の受入体制整備への支援（再掲）	◆保育所等に入所している軽度・中程度の障がいのある児童に保育を行うため、受入体制の整備にかかる経費の助成を行います。 ◆保育所等に入所している医療的ケア児に保育を行うため、受入体制の整備にかかる経費の助成を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：ふれあい保育事業 障がい児保育事業	
保育所等訪問支援の実施	◆指定事業所が保育所等集団生活を営む施設を訪問し、障がいのないこどもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	福祉部障がい者支援課
	事業：障害児通所支援事業	
放課後児童会における障がいのあるこどもの受入	◆障がいのある児童を放課後児童会で受け入れるため、市内の保育所等訪問支援事業所等より専門職を放課後児童会へ派遣し、放課後児童支援員に対し助言・技術的指導を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：放課後児童対策事業	
学校における医療的ケア児支援のための体制整備	◆「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）」に基づき、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう、市立小・中学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な教育にかかる支援を行うための体制を整備します。	教育委員会事務局学務課
	事業：医療的ケア児支援事業	

(3) 特別支援教育の充実

取組	取組内容	担当課
特別支援教育支援員の配置	◆市立小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする普通学級の児童生徒に対し、学校に「支援員」を配置し、適切な学校生活上の介助や学習活動上の支援を行います。	教育委員会事務局学務課
	事業：特別支援教育支援員配置事業	

取組	取組内容	担当課
教育支援委員会の設置	◆障がいのあるこどもの望ましい就学について、教育支援委員会を設置して調査審議し、障がいの状態に応じた適切な教育について保護者に助言します。	教育委員会事務局指導課
	事業：教育支援委員会事務	
教職員に対する特別支援教育に関する研修等の実施	◆通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒のための効果的な支援や指導、個別の指導計画等の作成について理解を深めるため、市立小・中学校の管理職と特別支援教育コーディネーターを対象とした特別支援教育研修講座を実施します。	教育委員会事務局指導課
	事業：教職員研修事業	
学校訪問における特別支援教育に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、個別の教育支援計画や指導計画を活用した指導や支援が充実するよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校訪問教育指導事業	
青森市特別支援教育ガイドブックの作成・配付	◆通常学級における特別な教育支援を必要とする児童生徒一人ひとりに適切な指導や支援を行うため、「青森市特別支援教育ガイドブック」の冊子を作成し、市立小・中学校に配付します。	教育委員会事務局指導課
	事業：実践指導事例集作成事業	

（４）小児慢性特定疾病・難病などを抱えるこどもへの支援

取組	取組内容	担当課
小児慢性特定疾病児手帳の交付	◆小児慢性特定疾病児童は、治療や症状が特殊かつ長期にわたることにより日常生活に支障をきたしやすく、急変時には医療機関等での適切な対応が受けられる環境づくりが必要であることから、個別の症状等を記載した手帳を交付します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：小児慢性特定疾病児手帳交付事業	
小児慢性特定疾病児の日常生活用具の給付	◆小児慢性特定疾病により長期にわたり療養を必要とする児童が在宅で安心して生活できるよう、日常生活用具を給付します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	

取組	取組内容	担当課
小児慢性特定疾病児への医療費の支給	◆小児慢性特定疾病は治療が高度かつ長期にわたり、医療費も高額であることから、その治療に要した医療費の自己負担の一部を助成します。	保健部青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ
	事業：小児慢性特定疾病医療費支給事業	
小児慢性特定疾病児童等の自立支援	◆小児慢性特定疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整や医師による講演会などを行います。	保健部青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ
	事業：小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	
未熟児の医療費の給付	◆未熟児の生命と健康を守り、経済的負担の軽減のため、養育に必要な医療費の一部を助成することにより、医療を受けやすい環境づくりの推進を図ります。	保健部青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ
	事業：未熟児養育医療給付事業	
未熟児訪問指導	◆生理的に未熟で、疾患や障がいを持つ可能性が高い未熟児と、その保護者に対し、保健師等が家庭訪問で必要な保健指導・育児支援を行うことにより、家族の育児不安の軽減及び母子の健康管理の徹底を図ります。	保健部青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ
	事業：未熟児訪問指導事業	
難病患者の相談体制の整備	◆難病患者等の不安の解消を図るため、医師、看護師、理学療法士等が難病患者や家族の抱える医療及び日常生活上の相談に対応します。	保健部青森市保健所感染症対策課
	事業：難病患者相談事業	
難病患者等への支援に関する情報提供	◆難病患者等の不安の解消を図るため、市ホームページに、難病患者等への医療費や受けられるサービス及び相談窓口などの情報を集約した記事を掲載します。	保健部青森市保健所感染症対策課

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 遊ぶこと
- 学ぶこと

第 2 節 ひとり親家庭への支援

【青森市こども計画 第 2 部Ⅲ-4】

施策の方向性

ひとり親家庭等の自立を促進し、ひとり親家庭等が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、「ひとり親家庭への支援」に取り組めます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
ひとり親家庭等の自立に向けた支援	◆ひとり親家庭等のかたが抱えている様々な課題の解消を図るため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供や生活全般の相談に応じるとともに、求職活動に関する支援を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：ひとり親家庭等自立支援対策事業	
ひとり親家庭等の日常生活への支援	◆ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭等のかたが修学や疾病等により一時的に日常生活に支障をきたす場合に、生活援助や保育サービスなどを行う家庭生活支援員を派遣します。	福祉部子育て支援課
	事業：ひとり親家庭等日常生活支援事業	
ひとり親家庭等の就業自立支援	◆母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等が収入やこどもの養育に関する様々な課題を抱える中で、正規雇用や所得向上などにつながる講習会を実施するなど、関係機関等と連携し、ひとり親家庭等の経済的な自立による生活の安定を図ります。	福祉部子育て支援課
	事業：ひとり親家庭等就業自立支援事業	

取組	取組内容	担当課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	◆ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。 事業：母子福祉資金貸付事業 父子福祉資金貸付事業 寡婦福祉資金貸付事業	福祉部子育て支援課
児童扶養手当の支給	◆父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給します。 ◆また、令和6年11月分の児童扶養手当から、所得制限限度額の引上げや第3子以降の児童にかかる加算額を引上げます。 事業：児童扶養手当支給事業	福祉部子育て支援課
ひとり親家庭等の医療費の助成	◆ひとり親家庭等は経済的な自立が困難なケースが多いことから、経済的に安心して医療機関等を受診できるよう、ひとり親家庭等の父・母及び児童にかかる医療費の助成を行います。 事業：ひとり親家庭等医療費助成事業	税務部国保医療年金課
こどもの居場所づくり・学習応援	◆家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のあるこどもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に学習支援のほか、日常的な生活支援や仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。 事業：子どもの居場所づくり・学習応援事業	福祉部子育て支援課
すみれ寮の運営	◆配偶者のいない女性、またはこれに準じる事情がある女性からの相談を通じて、相談者の課題を正しく理解し、その者の監護すべきこどもとともに相談者を母子生活支援施設「青森市立すみれ寮」に入所させて保護し、母子の自立の促進に向けた生活支援につなげます。 事業：すみれ寮入所事務 すみれ寮管理運営事業	福祉部子育て支援課

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 学ぶこと

第 3 節 こどもの貧困対策

【青森市こども計画 第 2 部 I - 4】

施策の方向性

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困を断ち切るため、「(1) 教育の支援」、「(2) 生活の安定に向けた支援」、「(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に向けた就労の支援」、「(4) 経済的支援」に取り組めます。

主な取組

(1) 教育の支援

取組	取組内容	担当課
こどもの居場所づくり・学習応援（再掲）	◆家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のあるこどもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に学習支援のほか、日常的な生活支援や仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：子ども居場所づくり・学習応援事業	
就学援助の実施（再掲）	◆経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないよう、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学用品費など就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会事務局学務課
	事業：就学援助事業	
特別支援学級等の児童生徒への就学援助の実施（再掲）	◆特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の一部を支給します。	教育委員会事務局学務課
	事業：特別支援教育奨励費事業	
奨学資金の貸付（再掲）	◆本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。	教育委員会事務局学務課
	事業：奨学資金貸付事業	

(2) 生活の安定に向けた支援

取組	取組内容	担当課
生活困窮者の自立支援	◆就職や住まいなど、日常生活や経済的な困りごと、不安について、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行います。	福祉部生活福祉一課
	事業：生活困窮者自立支援事業	
すみれ寮の運営（再掲）	◆配偶者のいない女性、またはこれに準じる事情がある女性からの相談を通じて、相談者の課題を正しく理解し、その者の監護すべきこどもとともに相談者を母子生活支援施設「青森市立すみれ寮」に入所させて保護し、母子の自立の促進に向けた生活支援につなげます。	福祉部子育て支援課
	事業：すみれ寮入所事務 すみれ寮管理運営事業	

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に向けた就労の支援

取組	取組内容	担当課
ひとり親家庭等の就業自立支援（再掲）	◆母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等が収入やこどもの養育に関する様々な課題を抱える中で、正規雇用や所得向上などにつながる講習会を実施するなど、関係機関等と連携し、ひとり親家庭等の経済的な自立による生活の安定を図ります。	福祉部子育て支援課
	事業：ひとり親家庭等就業自立支援事業	
一時預かりの実施（再掲）	◆乳幼児が家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、若しくは子育てにかかる保護者の負担軽減のため、保育所等において乳幼児を一時的に預かり必要な保護を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：一時預かり事業	
延長保育の実施（再掲）	◆保育所等が保護者の需要に対応するため、自主的に延長保育に取り組むことで、児童の福祉の増進を図ります。	福祉部子育て支援課
	事業：延長保育促進事業	
病児一時保育の実施（再掲）	◆保護者が就労している等の理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において一時的に保育する病児一時保育所の運営を委託により、市内4か所で実施します。	福祉部子育て支援課
	事業：病児一時保育事業	

取組	取組内容	担当課
ファミリー・サポート・センターの運営（再掲）	◆地域における子育て支援の環境づくりの促進を図るため、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援します。	福祉部子育て支援課
	事業：ファミリー・サポート・センター事業	
認可外保育施設への助成（再掲）	◆保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進するため、認可外保育施設が入所児童を対象に行う健康診断にかかる費用や、処遇向上のために購入する保育材料費の一部を助成します。	福祉部子育て支援課
	事業：認可外保育施設助成事業	

（４）経済的支援

取組	取組内容	担当課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（再掲）	◆ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。	福祉部子育て支援課
	事業：母子福祉資金貸付事業 父子福祉資金貸付事業 寡婦福祉資金貸付事業	
児童扶養手当の支給（再掲）	◆父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給します。 ◆また、令和 6 年 11 月分の児童扶養手当から、所得制限限度額の引上げや第 3 子以降の児童にかかる加算額を引上げます。	福祉部子育て支援課
	事業：児童扶養手当支給事業	
実費徴収額の補足給付（再掲）	◆子育ての経済的負担を軽減するため、低所得で生活が困難である保護者のこどもが、特定教育・保育施設等を利用した場合において、日用品や文房具等の購入に要する費用等の一部を支援します。	福祉部子育て支援課
	事業：実費徴収額補足給付事業	

取組	取組内容	担当課
就学援助の実施 (再掲)	◆経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないよう、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学用品費など就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会事務局学務課
	事業：就学援助事業	
奨学資金の貸付 (再掲)	◆本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。	教育委員会事務局学務課
	事業：奨学資金貸付事業	

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 学ぶこと

第4節 こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

【青森市こども計画 第2部 1-2-4 (2)】

施策の方向性

こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消のため、「(1) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解や支援」に取り組みます。

主な取組

(1) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解や支援

取組	取組内容	担当課
多様な性のあり方に対する理解の促進	◆「性的マイノリティにじいる電話相談」を開設し、性的マイノリティのかたがたやその他関係者のかたがたからの電話相談に応じるほか、性的マイノリティのかたがたの人権の尊重と多様性について市民の理解を促進するため、講座等を開催します。	市民部人権男女共同参画課
	事業：男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	
人権尊重の理念等に対する児童生徒の理解を深めるための取組	◆学校教育指導の方針と重点において、多様性を尊重する態度を育成するための学習活動の推進について明記し、全教職員に配付するとともに、児童生徒が、人権尊重の理念や性別にとらわれずに一人ひとりの個性や能力を尊重することの大切さを学ぶ場面を設定するよう、研修講座等で周知します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校教育指導方針推進事業	

取組	取組内容	担当課
教職員に対する性的マイノリティに関する研修等の実施	◆研修講座を通して、性的マイノリティとされる児童生徒の相談や支援体制が充実し、管理職をはじめ養護教諭などの適切な理解の促進を図ります。	教育委員会事務局指導課
	事業：教職員研修事業	
学校訪問における性的マイノリティとされる児童生徒への支援に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、性的マイノリティとされる児童生徒の相談や支援体制の充実、サポートチームの設置等に関して指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校訪問教育指導事業	
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲）	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図るほか、性的マイノリティに関する相談に適切に対応するため、研修等を活用して調査相談専門員等の知識・対処法の習得に努めます。	福祉部子育て支援課
	事業：青森市子どもの権利擁護委員運営事業	

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 学ぶこと

第5節 社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【青森市こども計画 第2部 I-6-1（2）、I-6-2】

施策の方向性

児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化しているため、福祉・保健・教育・医療など関係機関と連携し、「(1) 社会的養護の推進」に取り組めます。

また、問題が表面化しにくいヤングケアラーについて、本人やその家族を適切な支援につなげるため、関係機関・団体と連携し、「(2) ヤングケアラーへの支援」に取り組めます。

主な取組

(1) 社会的養護の推進

取組	取組内容	担当課
こども・家庭総合相談支援	◆子育て家庭等からの相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。また、青森市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し、要支援児童等を支援しています。	保健部青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ
	事業：子ども・家庭総合相談支援事業	

(2) ヤングケアラーへの支援

取組	取組内容	担当課
ヤングケアラーへの支援に向けた関係機関との連携強化	◆こども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。	保健部青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ
	事業：子ども・家庭総合相談支援事業	

取組	取組内容	担当課
要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の協働	◆年齢によって支援が途切れることがないように、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会間でヤングケアラーの支援に必要な情報の共有を図り、連携しながら適切な支援につなげます。 事業：子ども・家庭総合相談支援事業 子ども・若者育成支援事業	福祉部障がい者支援課 保健部青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ
主任児童委員研修の実施	◆児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に対して、子育て支援に関する研修を実施します。 事業：主任児童委員研修事業	保健部青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲）	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ります。 事業：青森市子どもの権利擁護委員運営事業	福祉部子育て支援課
スクールカウンセラー等の配置	◆県からスクールカウンセラーを派遣していただき、加えて本市の臨床心理士やスクールソーシャルワーカーを市立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育委員会事務局指導課

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

第5章

子どもの命と安全を守る取組

施策の方向

（子どもの命と安全を守る取組）

第13条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

第1節 権利侵害からの救済

【青森市こども計画 第2部 I-1-3】

施策の方向性

こどもの「心身の悩み」、「交友関係」、「不登校」、「いじめ」など、こどもの権利侵害が発生した場合に、「こどもの最善の利益」を優先し、適切な対応を行い、「権利侵害からの救済」に取り組みます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲）	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図るとともに、青森市子どもの権利擁護委員によるこどもの権利に関する出前講座について、青森市小学校長会、青森市中学校長会、家庭教育学級などへ周知を図り、出前講座の実施を通じてこどもの権利の認知向上に努めます。	福祉部子育て支援課
	事業：青森市子どもの権利擁護委員運営事業	

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること
- プライバシーや自らの名誉が守られること
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- 遊ぶこと
- 学ぶこと
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること
- 仲間をつくり、集まり、活動すること

第2節 いじめ防止・不登校の子どもへの支援や体罰等の防止

【青森市こども計画 第2部Ⅱ-2-1（5）】

施策の方向性

こどもが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育の推進を図るため、
「(1) いじめ防止・不登校の子どもへの支援や体罰等の防止」に取り組みます。

主な取組

(1) いじめ防止・不登校の子どもへの支援や体罰等の防止

取組	取組内容	担当課
教育委員会におけるいじめ防止対策	◆いじめの予防・防止を目指し、児童生徒の夢や志、挑戦について話し合う対話集会及びいじめ対策啓発冊子等の作成・配付を行います。また、保護者と教員が共に学ぶ機会を設定するとともに、緊急支援チームによる積極的な学校支援の実施によるいじめの早期対応の取組、ネットいじめ防止対策に関する出前講座等を実施します。さらには、1人1台端末を活用し、いじめ相談対策の充実を図ります。	教育委員会事務局指導課
	事業：青森市いじめ防止対策総合推進事業	
教育相談や適応指導の実施	◆不登校等の問題を抱える保護者、教職員、児童生徒を対象に教育相談を行うとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目的とする集団生活への適応指導や学習支援、生活体験活動等を行い、学校復帰、社会参加、自立を促します。	教育委員会事務局指導課
	事業：教育相談適応指導事業	
スクールカウンセラー等の配置（再掲）	◆県からスクールカウンセラーを派遣していただき、加えて本市の臨床心理士やスクールソーシャルワーカーを市立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育委員会事務局指導課

取組	取組内容	担当課
学校訪問における道德の授業に関する指導・助言	◆市立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、道德の授業を教職員が効果的に指導できるように、道德の時間の展開について指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校訪問教育指導事業	
報モラル教育に関する講話の実施	◆市立中学校において情報モラル教育によるネット犯罪被害防止のための講話を実施します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校支援協議会事務	
子ども・若者支援地域協議会の設置	◆ひきこもり等の問題を抱えるかたやそのご家族、支援者等を対象に、相談者の精神的な負担軽減と問題解決の糸口を探ることを目的として、相談会や家族交流会等を実施します。	福祉部障がい者支援課
	事業：子ども・若者育成支援事業	
体罰を防止するための取組	◆市立小・中学校において、教職員の非道行為根絶のための取組計画に基づき、体罰の防止に取り組めます。	教育委員会事務局学務課指導課
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲）	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ります。	福祉部子育て支援課
	事業：青森市子どもの権利擁護委員運営事業	

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること
- プライバシーや自らの名誉が守られること

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること

第3節 児童虐待防止対策の更なる強化

【青森市こども計画 第2部 I-6-1 (1)】

施策の方向性

児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化しているため、福祉・保健・教育・医療など関係機関と連携し、「(1) 児童虐待の防止」に取り組みます。

主な取組

(1) 児童虐待の防止

取組	取組内容	担当課
こども家庭センターにおける支援	◆児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うあおもり親子はぐくみプラザを「こども家庭センター」と位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
こども・家庭総合相談支援（再掲）	◆子育て家庭等からの相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。また、青森市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し、要支援児童等を支援しています。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：子ども・家庭総合相談支援事業	
養育支援の実施	◆保護者の養育を支援することが特に必要な家庭や子育てに不安を感じている家庭に対し、家庭訪問等により、養育が適切に行われるように支援します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：養育支援事業	

取組	取組内容	担当課
地域子育て支援拠点の運営（再掲）	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：地域子育て支援センター事業 つどいの広場活動事業 つどいの広場運営事業	
乳幼児健康診査の実施（再掲）	◆乳幼児健康診査を実施し、こどもの発育や養育状況の確認などを行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：4 か月児健康診査事業 7 か月児健康診査事業 1 歳 6 か月児健康診査事業 3 歳児健康診査事業	
民生委員児童委員の活動への支援	◆子育て中の親が、地域において子育てに関する相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員の活動の支援や周知に努めます。	福祉部福祉政策課
	事業：民生委員児童委員活動事業	
主任児童委員研修の実施（再掲）	◆児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に対して、子育て支援に関する研修を実施します。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
	事業：主任児童委員研修事業	

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- 愛情をもって育まれること
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

第4節 こどもの自殺対策

【青森市こども計画 第2部 I-7-1】

施策の方向性

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、「青森市自殺対策行動計画」に基づく総合的な「自殺対策」に取り組めます。

主な取組

取組	取組内容	担当課
自殺予防の普及啓発・相談体制の充実	◆青森市自殺対策行動計画に基づき、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、こころの不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。	保健部青森市保健所保健予防課
	事業：自殺対策事業	
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲）	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ります。	福祉部子育て支援課
	事業：青森市子どもの権利擁護委員運営事業	
スクールカウンセラー等の配置（再掲）	◆県からスクールカウンセラーを派遣していただき、加えて本市の臨床心理士やスクールソーシャルワーカーを市立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育委員会事務局指導課
教育委員会におけるいじめ防止対策（再掲）	◆いじめの予防・防止を目指し、児童生徒の夢や志、挑戦について話し合う対話集会及びいじめ対策啓発冊子等の作成・配付を行います。また、保護者と教員が共に学ぶ機会を設定するとともに、緊急支援チームによる積極的な学校支援の実施によるいじめの早期対応の取組、ネットいじめ防止対策に関する出前講座等を実施します。さらには、1人1台端末を活用し、いじめ相談対策の充実を図ります。	教育委員会事務局指導課
	事業：青森市いじめ防止対策総合推進事業	

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

第5節 犯罪被害、事故、災害などから子どもを守る環境整備

【青森市こども計画 第2部 I-7-2】

施策の方向性

子どもを犯罪被害、事故、災害などから守るため、「(1) 犯罪被害や有害情報から守る活動」、「(2) 交通安全対策」、「(3) 道路交通環境の整備」、「(4) 災害に対する備え」に取り組めます。

主な取組

(1) 犯罪被害や有害情報から守る活動

取組	取組内容	担当課
防犯教室等の実施	◆子どもが犯罪にあったときなどの緊急避難場所である「子ども110番の家」や「子ども110番の店」などの活用について、全児童生徒へ周知を図るほか、市立小・中学校において防犯教室を実施するとともに、市立中学校において薬物乱用防止教室を実施します。また、情報モラル教育によるネット犯罪被害防止のための講話を実施します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校支援協議会事務	
街頭指導や声掛け活動の実施	◆青少年の健全育成のため、関係機関と連携し、不良行為少年に対する街頭指導や声掛け活動などを行います。	教育委員会事務局指導課
	事業：少年指導・育成事業	
青少年育成団体の活動への支援	◆青少年の健全育成に対する市民の理解や自覚並びに参加を促すため、青少年育成団体の活動を支援します。	教育委員会事務局文化学習活動推進課
	事業：青森市青少年育成市民会議運営事業	
防犯カメラの設置の促進	◆安全・安心な市民生活を確保するため、地区防犯協会と連携し、小・中学校付近や公園等に防犯カメラを設置します。	市民部生活安心課
	事業：防犯推進事業（補助金）	

取組	取組内容	担当課
AEDの設置と心肺蘇生講習の開催	◆校内における児童生徒の突然死を防止するため、教職員を対象に心肺蘇生講習を実施するとともに、市立小・中学校に自動体外式除細動器（AED）を設置します。 事業：学校保健安全推進事業	教育委員会事務局学務課
インターネット空間の監視及び情報モラルに関する出前講座の実施	◆こどもを有害情報から守るため、インターネット空間を監視することでその利用実態を把握し、問題のある書込みを発見した場合には学校へ情報提供するとともに、指導方法等を助言します。また、情報モラルに関する教育の普及啓発のため、児童生徒や保護者及び地域住民等を対象に、デジタルシティズンシップ等の出前講座を実施します。 事業：小・中学校安全・安心対策事業	教育委員会事務局指導課
性犯罪・性暴力被害相談窓口の周知	◆こども・若者の性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、市ホームページや広報あおりなどを活用し、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます。	市民部人権男女共同参画課
カダールにおける講座等の実施	◆こどもたちが自分の身体に関する知識を習得し、性的虐待などの危険を回避できる力を身につけるため、青森市男女共同参画プラザ「カダール」において、児童・保護者を対象とした包括的性教育に関する講座等を実施します。 事業：男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	市民部人権男女共同参画課
青森市子どもの権利相談センター及び青森市子どもの権利擁護委員の活動の推進（再掲）	◆「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利相談センターの活動を通じて、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ります。 事業：青森市子どもの権利擁護委員運営事業	福祉部子育て支援課
健康や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発	◆こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や、健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防などを学習する機会を提供します。 事業：思春期健康教室事業	保健部青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ
青森市再犯防止推進計画の推進	◆青森市再犯防止推進計画に掲げた5つの重点事項に取り組み、犯罪をした者等の再犯防止に努めます。 事業：地域福祉計画推進事業	福祉部福祉政策課

(2) 交通安全対策

取組	取組内容	担当課
交通安全啓発・教育の推進	◆交通事故のない安全で住みよい地域社会づくりを進めるため、市民の交通安全意識の高揚を図り、市民一人ひとりが正しい交通ルールとマナーを実践できるよう、交通安全思想の普及・啓発活動及び交通安全教室を実施します。また、交通安全啓発に努める関係団体の活動を支援します。 事業：交通安全啓発・教育推進事業 交通安全推進補助事業	市民部生活安心課
新入学児童の交通安全対策の実施	◆新入学児童は交通安全の知識に乏しいため、初めての通学で交通事故に遭う危険性が高いことから、市内の新入学児童に対する交通安全対策として関係団体と連携しながら、黄色い交通安全帽などの交通安全用品を配付します。 事業：新入学児童交通安全対策事業	市民部生活安心課

(3) 道路交通環境の整備

取組	取組内容	担当課
放置自転車等の防止	◆歩行者の安全を確保するため、「青森市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、自転車等放置禁止区域での巡回指導と撤去を行うとともに、青森駅前自転車等駐車場の利用を促進します。 事業：放置自転車等防止対策事業	市民部生活安心課
交通安全施設の整備	◆交通安全確保のため、交通体系を調査し、必要に応じて危険防止のために安全施設を設置し、交通安全のため道路環境の整備を図ります。 事業：交通安全施設整備事業	都市整備部道路維持課
道路の舗装や側溝の改修・新設	◆誰もが、いつでも、安全、安心、快適な道路を通行することができるよう、「青森市バリアフリー推進整備計画」に基づいた道路の舗装や側溝の改修・新設により、道路機能の確保と生活環境の向上を図ります。 事業：道路整備事業	都市整備部道路維持課

取組	取組内容	担当課
道路照明灯等の整備	◆明るく住みよい地域社会づくりのため、道路照明灯や防犯灯を設置し、夜間の道路交通安全を図るほか、市内の主要幹線道路に設置されている道路照明灯の不点灯等を修繕し、道路環境の維持及び道路交通安全確保を図ります。また、平成 30 年度に、道路照明灯及び公園照明灯の包括的な LED 化にあたり、ESCO 事業を導入し、平成 31 年 1 月から ESCO サービスを開始しています。 事業：道路照明灯等整備事業 道路照明灯維持管理事業	都市整備部 道路維持課
防犯灯の維持管理	◆明るく住みよい地域社会づくりを進め、夜間の歩行者の安全を図り、地域の防犯対策を支援するため、防犯灯の維持管理（修繕等）を行います。平成 26 年度に民間資本を活用した ESCO 事業を導入したことにより、これまで以上に効率的な防犯灯の維持管理を行うことが可能になっています。 事業：防犯灯維持管理事業	都市整備部 道路維持課
橋梁等の維持管理	◆インフラの老朽化が社会問題化されており、橋梁等の道路ストックの総点検を実施し、点検結果を踏まえた緊急的な補修など必要な対策を講じます。 事業：道路ストック修繕事業	都市整備部 道路維持課
除排雪作業の実施	◆地域や除排雪事業者等との連携のもと、除排雪関連情報の更なる共有化や除排雪業務の効率化を図りながら市内各地域の実情や特性に合わせた除排雪作業を実施します。 事業：除排雪対策事業	都市整備部 道路維持課
流雪溝の整備	◆冬期間の移動を円滑にし、快適な歩行者空間などの拡大を図るため、青森・浪岡地区の流・融雪溝の整備を計画的に行います。 事業：流雪溝整備事業	都市整備部 道路建設課
流雪溝施設の管理	◆冬期間の移動を円滑にし、快適な歩行者空間などの拡大を図るため、青森地区内に設置してある流融雪溝の維持管理を行います。 事業：流雪溝施設管理事業	都市整備部 道路維持課

取組	取組内容	担当課
町会等への除雪機の貸与	◆冬期積雪期における安全・安心で快適な歩行者空間を確保するため、町会等に対し小型除雪機の貸与を実施し、地域住民等の協力による歩道除雪を支援します。	都市整備部道路維持課
	事業：冬期歩行者空間確保除雪機整備事業	
除雪協力会への除雪機の貸与	◆冬期間の登下校時における児童の安全を確保するため、市立小学校においてPTA・学校関係者・地域住民等で結成された除雪協力会（ボランティア）に除雪機を貸与し、通学路の除雪を行います。	教育委員会事務局学務課
	事業：通学路対象除雪機貸与事業	

（４）災害に対する備え

取組	取組内容	担当課
保育所等における災害に備えた取組	◆災害発生時に、こどもたちが自らの安全を確保できるよう、避難訓練実施計画を作成し、定期的に避難訓練を実施します。	福祉部子育て支援課
学校における災害に備えた取組	◆市立小・中学校に対し、災害や事故等からこどもたちを守り、安心して学ぶことができる環境を確保するための危機管理体制を構築するよう指導・助言します。	教育委員会事務局指導課
学校課題解決リーフ「防災教育」の配付	◆市立小・中学校長に対し、学校課題解決リーフ「防災教育」を配付し、本市において予想される自然災害やハザードマップ、防災訓練等について記載し、校長会において周知します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校教育指導方針推進事業	
避難所運営訓練の実施	◆地震や豪雨等の自然災害が頻発している現況のもと、津波及び洪水被害が予想される市立中学校区において、実践的・実効的な防災教育を推進するため、地域住民と連携し、かつ、避難者の多様性に配慮した避難所運営訓練を実施します。	教育委員会事務局指導課
	事業：学校安全総合支援事業	

取組	取組内容	担当課
青森市医療的ケア児災害時マニュアルの作成	◆医療的ケア児とその家族が災害に対応するための知識、情報及び物品等を共有し、平時からどのような準備を進めるか、当事者・家族と支援者が協力して取り組むための情報をまとめ、災害時に最適な行動ができるよう、「青森市医療的ケア児災害時マニュアル」を作成し、その周知を図ります。	福祉部障がい者支援課
	事業：青森地域医療的ケア児支援体制検討会運営事業	
避難所の整備	◆災害が発生した場合に、地域住民が災害から逃れるための避難場所や、災害により自宅での生活が困難になった場合の避難所を確保するとともに、日頃から災害の種類に応じた安全な避難先を確認し、安全な避難行動を取ることができるよう、市立小学校等に避難所標識板を設置し、必要に応じて更新します。	総務部危機管理課
	事業：避難所整備事業	
防災拠点機能の整備	◆災害時における多様な災害事象に対処できる防災体制を整備するため、応急復旧活動の拠点となる市立小学校等の施設に、非常用の食糧の備蓄、生活必需物資、災害応急活動に必要とされる救助工具・照明器具等の防災資機材等を整備します。	総務部危機管理課
	事業：防災拠点機能整備事業	
自主防災活動の促進	◆災害時には、地域住民が「自分の地域は自分で守る」という意識のもと、共助による防災対策を実施することが重要であることから、町(内)会を母体とした地域コミュニティ活動を活かした自主防災組織の結成・育成を推進します。	総務部危機管理課
	事業：自主防災活動促進事業	

【関連する子どもの権利】

安心して生きる権利（条例第6条）

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること

青森市子どもの権利条例

平成24年12月25日制定
平成24年青森市条例第73号

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」（同条約第3条）を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市こども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています（平成23年3月子ども宣言文）。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。

三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。

四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

（基本的な考え方）

第3条 子どもの人権の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

（大人の責務）

第4条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第1項の保護者、第2項の育ち学ぶ施設の関係者、第3項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

（子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重）

第5条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

（安心して生きる権利）

第6条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

（自分らしく生きる権利）

第7条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

（豊かで健やかに育つ権利）

第8条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

（意見を表明し参加する権利）

第9条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第3章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

（子どもの権利の普及啓発と学習支援）

第10条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

（子どもの育ちへの支援）

第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。

二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

（保護者への支援）

第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

（子どもの命と安全を守る取組）

第13条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

（子ども会議）

第14条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を置きます。

2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

（子どもの権利の保障の行動計画と検証）

第15条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を定めるものとします。

2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成18年青森市条例第43号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。

3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第4章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

（相談と救済）

第16条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

（子どもの権利擁護委員）

第17条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、

青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

（委員の職務）

第18条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
 - 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - 四 第2号、第3号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。
 - 五 第4号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。
- 2 委員は、第1項第2号、第3号の事実の調査を次の方法により行うことができます。
- 一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。
 - 二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

（委員の人数、任期など）

第19条 委員は、3人以内とします。

- 2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。
- 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げません。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。
- 5 委員は、第4項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。
 - 一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。
 - 二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。
- 6 市長は、委員が第4項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

（勧告の尊重と委員への協力）

第20条 第18条第1項第4号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

- 2 第1項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなけ

ればなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

（調査相談専門員）

第21条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第5章 雑則

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第4章の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

青森市子どもの権利条例施行規則

平成 24 年 12 月 25 日

青森市規則第 44 号

改正 平成 25 年 3 月青森市規則第 19 号

平成 29 年 3 月青森市規則第 18 号

平成 30 年 3 月青森市規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、青森市子どもの権利条例（平成 24 年青森市条例第 73 号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意味は、条例で使用する用語の例によります。

(18 歳未満の人と等しく権利を認める人)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号の規則に定める人は、18 歳未満の人が在学する学校等に在学している 18 歳や 19 歳の人とします。

(青森市子どもの権利擁護委員運営会議)

第 4 条 条例第 17 条の青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）は、次に掲げる事項を協議するため、青森市子どもの権利擁護委員運営会議（以下「運営会議」といいます。）を開くことができます。

- 一 委員の職務遂行の方針に関すること。
- 二 子どもの権利の侵害について、その救済と権利の回復に向けた方策に関すること。
- 三 第 11 条に規定する委員の活動状況の報告に関すること。
- 四 その他委員が必要と認めること。

2 委員は、必要があると認めるときは、委員以外の人を運営会議に出席させ、説明や意見を求めることができます。

(救済の申立てなど)

第 5 条 条例第 18 条第 1 項第 2 号の救済の申立ては、書面、口頭のいずれかにより行うものとします。

2 書面による救済の申立ては、子どもの権利侵害に関する救済申立書（様式第 1 号）によるものとします。

3 口頭による救済の申立ては、委員が受け付け、その申立てについて、子どもの権利侵害に関する口頭申立記録書（様式第 2 号）を作成するものとします。

（事実の調査など）

第6条 委員は、条例第18条第1項第2号、第3号の事実の調査を行うときは、その子どもや保護者の同意を得なければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、委員がその同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

2 委員は、事実の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、その事実の調査を中止したり、打ち切ることができます。

3 委員は、事実の調査を開始したとき、事実の調査を中止したり、打ち切るとき、それらの事実の調査による結果が判明したときは、次の各号に掲げるものに対し、それぞれ各号に定める書面その他委員が必要で適切と判断する方法により、速やかに通知しなければなりません。

一 救済の申立てを行った人（以下「申立人」といいます。） 申立人・同意人への通知書（様式第3号）

二 第一項の同意をした人（以下「同意人」といいます。）があるときはその同意人 申立人・同意人への通知書

三 事実の調査に関係する市の機関 市の機関への通知書（様式第4号）

第7条 委員は、救済の申立ての内容が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、事実の調査を行わないものとします。

一 判決、裁決などにより確定した権利関係に関する事案や判決、裁決などを求め現に係争中の事案に関すること。

二 委員の行為に関すること。

三 第1号、第2号のほか、事実の調査を行うことが適当でないと認める事案に関すること。

2 委員は、事実の調査を行わないときは、申立人と同意人に対し、申立人・同意人への通知書により、速やかに通知しなければなりません。

（勧告や要請の方法）

第8条 条例第18条第1項第4号の市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請は、書面により行うものとします。ただし、緊急を要するときなど委員が必要と判断するときは、口頭により行うことができます。

2 委員は、市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請をしたときは、申立人と同意人に対し、申立人・同意人への通知書により、速やかに通知しなければなりません。

（報告）

第9条 条例第18条第1項第5号の規定による勧告や要請を受けたものに報告を求めるときは、是正措置などについて報告を求める通知書（様式第5号）により行うものとします。

2 是正措置などについて報告を求められた市の機関は、その報告を求められた日の翌日

から起算して60日以内に、委員に対し、子どもの権利侵害に関する是正措置などの状況報告書（様式第6号）により報告するものとします。

3 是正措置などについて報告を求められた市の機関以外のものは、委員からの報告の求めに協力するよう努めなければなりません。

4 委員は、市の機関、市の機関以外のものから報告があったときは、申立人と同意人に対し、申立人・同意人への通知書により、速やかに通知しなければなりません。

（身分証明書）

第10条 委員は、条例第18条第1項の職務を遂行するに当たっては、その身分を示す証明書（様式第7号）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければなりません。

（活動状況の報告など）

第11条 委員は、毎年度、次に掲げる事項について市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

一 委員が受け付けた相談や救済の申立てに関する概要

二 委員が行った事実の調査に関する概要

三 委員が行った市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請に関する概要

四 市の機関や市の機関以外のものが委員の求めに応じて報告した子どもの権利侵害に関する是正措置などの状況に関する概要

五 第1号から第4号までのほか、委員が必要と認めること。

2 第1項の公表は、広報あおもりやホームページへの掲載その他委員が必要と認める方法により行うものとします。

3 第1項の公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮しなければなりません。

（庶務）

第12条 委員の庶務は、福祉部子育て支援課において処理します。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定めます。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成25年3月規則第19号）

（施行期日）

この規則は、平成25年4月1日から施行します。

附 則（平成２９年３月規則第１８号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月規則第４号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

